

要綱（骨子）案

第 1 秘匿措置に関する決定及び基本的な秘匿措置

1 秘匿措置に関する決定

- (1) 不正競争防止法第 21 条第 1 項各号に掲げる罪又は同法第 22 条第 1 項（第 21 条第 1 項第 1 号，第 2 号又は第 7 号に係る部分に限る。）の罪に係る事件を取り扱う場合において，裁判所は，当該事件の被害者又は当該被害者から委託を受けた弁護士から，当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは，被告人又は弁護人の意見を聴き，相当と認めるときは，当該情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。
- (2) (1)の申出は，あらかじめ，検察官にしなければならないものとする。
- (3) (1)に規定する事件を取り扱う場合において，裁判所は，検察官又は被告人若しくは弁護士から，被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは，相手方の意見を聴き，当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であって，これが公開の法廷で明らかにされることにより，当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり，かつ，相当と認めるときは，当該情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。
- (4) 裁判所は，(1)又は(3)の決定（以下「秘匿決定」という。）をした場合において，必要があると認めるときは，秘匿決定の対象とされた営業秘密を構成する情報を特定させることとなる事項（以下「営業秘密特定事項」という。）に係る名称その他の表現に代えて，公開の法廷で用いるべき呼称その他の表現を定めることができるものとする。
- (5) 裁判所は，秘匿決定をした事件について，営業秘密特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき又は刑事訴訟法第 312 条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため(1)に規定する事

件に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該決定に係る(4)の決定を取り消さなければならないものとする。

- (6) (4)の場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示をさせることができるものとする。

2 基本的な秘匿措置

(1) 起訴状の朗読方法

秘匿決定があったときは、起訴状の朗読は、営業秘密特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。

(2) 証拠書類の朗読方法

秘匿決定があったときは、証拠書類の朗読は、営業秘密特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。

(3) 陳述等の制限

ア 裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問（被告人の供述を求める行為を含む。）又は陳述が営業秘密特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができるものとする。

イ アの陳述等の制限に関し、処置請求及び処置請求に係る報告に関する規定を整備するものとする。

第2 公判期日外の証人尋問等

- 1 裁判所は、秘匿決定があった場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき又は被告人が任意に供述するときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、訴訟関係人のする尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより、当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又

は刑事訴訟法第 311 条第 2 項及び第 3 項に規定する被告人に供述を求める手続をすることができるものとする。

2 1 の場合において、必要があると認めるときは、第 1 の 1 の (6) と同様とすること。

第 3 その他

検察官又は弁護人は、証拠開示に当たり、営業秘密の内容が明らかにされることにより、被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、営業秘密の内容が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを求めることができるものとする。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、営業秘密の内容のうち起訴状に記載された事項以外のものに限るものとする。